

経済連携協定の「拡大」と「深化」を求める 参考資料

目次

アンケート回答結果概要.....	1
経済連携協定（EPA）の推進に関するアンケート 回答結果.....	2
日本・シンガポール経済連携協定（EPA）発効後の経済効果等に 関するアンケート 回答結果.....	37
日本・メキシコ経済連携協定（EPA）発効後の経済効果等に 関するアンケート 回答結果.....	38

2006年10月17日

社団法人 日本経済団体連合会

アンケート回答結果概要

【経済連携協定（EPA）の推進に関するアンケート】

- **EPA を推進する戦略的意義**として、①わが国企業の事業活動範囲の拡大（流通・サービスまでも含めた広範な事業活動）、②経済的・地理的に緊密な関係にあるアジア諸国との関係強化、③輸出市場の拡大（関税引下げ、通関手続きの改善等）、を挙げる回答が多数。
- **これまでの EPA 交渉の評価**について、個別品目の関税撤廃・削減等につき成果があったとする一方、今後さらに、高付加価値品に対する関税の即時撤廃が必要との指摘が複数あった。また、利便性の高い原産地規則や、製造業関連サービス分野等における外資規制の撤廃・緩和を求める意見が寄せられた。
- **EPA を推進すべき国・地域**に関しては、中国、ASEAN が圧倒的に多く、次いで、インド、インドネシア、韓国、ベトナムとの EPA を要望する声が寄せられた。
- **EPA に盛り込むべき内容**としては、包括的で質の高い EPA（投資ルール、知的財産権、人の移動、協力等を包含）を目指すべきとする意見が多く、それと並んで、関税手続きの簡素化、貿易・投資活動のベースとなる諸ルールの共通化を優先して進めるべきとする指摘が多かった。
- **EPA 交渉を加速するために国内で講じるべき方策**として、EPA 交渉過程における官民の連携強化、省庁横断的な司令塔の確立等を要望する意見が多く寄せられた。
- **経済界が取るべきアクション**としては、相手国政府・経済界との対話を深めるための民間経済外交を推進すべきとする回答が多数あった。

【日本・シンガポール経済連携協定（EPA）発効後の経済効果等に関するアンケート】

- 関税撤廃に伴い、ビールの輸入量増加などの効果が見られた。

【日本・メキシコ経済連携協定（EPA）発効後の経済効果等に関するアンケート】

- EPA 発効に伴い、自動車・自動車部品をはじめ、対メキシコ輸出が大幅に増加するとともに、政府調達においても入札が可能となるなどのメリットが報告された。
- 一方、化学品や電子・電気など一部の高付加価値品については、関税の即時撤廃が実現しておらず、競争劣位に置かれているとの指摘があった。また、煩雑な原産地証明書発給手続きの改善を求める意見が多数寄せられた。さらに、治安状況の改善や輸送インフラの整備等、ビジネス環境を一層整備すべきとの要望も多かった。

経済連携協定（EPA）の推進に関するアンケート 回答結果

<アンケート送付先 母数>

○ 経済連携推進委員会 委員数：170

○ 経済連携推進委員会企画部会 委員数：51

○ 企業・団体数：189社・団体

<有効回答数>

⇒ } **97**

⇒ }

○ 回答率：約44%（母数：全委員数）／約51%（母数：企業・団体数）

目次

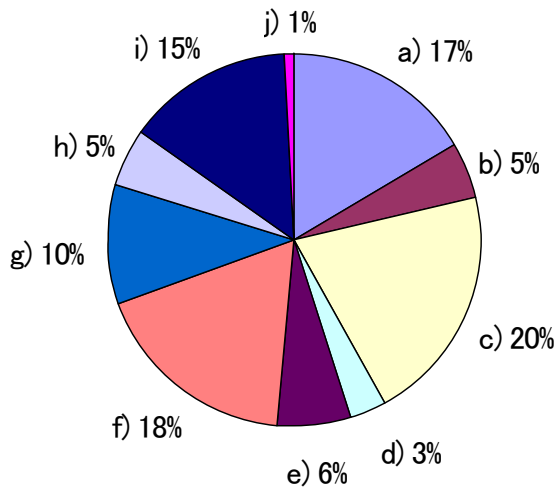
1. EPAを推進する戦略的意義について	
（1）経済界としてEPAを推進する戦略的意義	3
（2）個別企業の立場からEPAを推進する戦略的意義	5
2. EPAを締結済み、大筋合意済みの国について	
（1）交渉の結果、十分な成果が得られた事項、品目	7
（2）十分な成果が得られていない事項、品目、あるいは、 今後の協定改正交渉等において要求すべき事項、品目	10
3. EPAを推進すべき国・地域等について	
（1）東アジア諸国をはじめとする国々の中で、特に優先的に EPAを締結すべき国	12
（2）今後、EPA交渉によって期待する成果	19
（3）EPAによる「資源の安定供給の確保」を担保する方策等	23
4. 「東アジア自由経済圏」の最終的なイメージ等について	
（1）「東アジア自由経済圏」の拡大の度合い	24
（2）「東アジア自由経済圏」の深化の度合い	27
5. EPA交渉の推進について	
（1）EPA交渉を加速するために、わが国国内で講じるべき方策等	30
（2）EPA交渉を加速するために、わが国経済界として取るべきアクション	33

1. EPA を推進する戦略的意義について

(1) 経済界としてEPA を推進する戦略的意義

選択肢	内容	総数
a)	輸出市場の拡大（関税引下げ、通関手続きの改善等）	48 (17%)
b)	わが国企業の事業活動範囲の拡大（生産ネットワークの構築）	13
c)	わが国企業の事業活動範囲の拡大（流通・サービスまでも含めた広範な事業活動）	59 (20%)
d)	事業リスクの軽減	9
e)	知的財産権保護など事業リスクの軽減	18
f)	経済的・地理的に緊密な関係にあるアジア諸国との関係強化	52 (18%)
g)	資源供給国との関係強化による資源の安定的確保	29 (10%)
h)	わが国国内の構造改革の推進	14
i)	他国同士のEPA・FTA（自由貿易協定）の締結による経済的不利益の回避	42 (15%)
j)	その他（下欄：具体的記述内容）	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国のグローバル化対応のため。 ・世界の貿易自由化の推進。 	
総 計		286

経済界としてEPAを推進する戦略的意義



- a) 輸出市場の拡大(関税引下げ、通関手続きの改善等)
- b) わが国企業の事業活動範囲の拡大(生産ネットワークの構築)
- c) わが国企業の事業活動範囲の拡大(流通・サービスまでも含めた広範な事業活動)
- d) 事業リスクの軽減
- e) 知的財産権保護など事業リスクの軽減
- f) 経済的・地理的に緊密な関係にあるアジア諸国との関係強化
- g) 資源供給国との関係強化による資源の安定的確保
- h) わが国国内の構造改革の推進
- i) 他国同士のEPA・FTA(自由貿易協定)の締結による経済的不利益の回避
- j) その他

1位：わが国企業の事業活動範囲の拡大

(流通・サービスまでも含めた広範な事業活動)

2位：経済的・地理的に緊密な関係にあるアジア諸国との関係強化

3位：輸出市場の拡大(関税引下げ、通関手続きの改善等)

4位：他国同士のEPA・FTAの締結による経済的不利益の回避

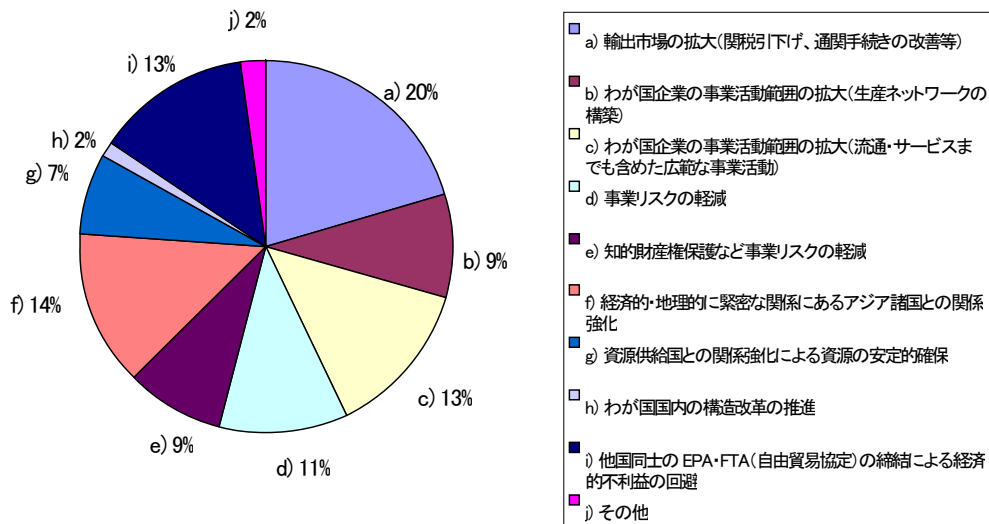
5位：資源供給国との関係強化による資源の安定的確保

(2) 個別企業の立場から EPA を推進する戦略的意義

選択肢	内容	総数
a)	輸出市場の拡大（関税引下げ、通関手続きの改善等）	54 (20%)
b)	わが国企業の事業活動範囲の拡大（生産ネットワークの構築）	24
c)	わが国企業の事業活動範囲の拡大（流通・サービスまでも含めた広範な事業活動）	35 (13%)
d)	事業リスクの軽減	29 (11%)
e)	知的財産権保護など事業リスクの軽減	23
f)	経済的・地理的に緊密な関係にあるアジア諸国との関係強化	36 (14%)
g)	資源供給国との関係強化による資源の安定的確保	18
h)	わが国国内の構造改革の推進	4
i)	他国同士の EPA・FTA（自由貿易協定）の締結による経済的不利益の回避	35 (13%)
j)	その他（下欄：具体的記述内容）	6
	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国進出に当たっての規制緩和 ・ビジネス環境の整備：外資規制緩和、インフラ整備、紛争解決機関の設置など ・投資障壁の除去 ・事業展開の可能性の拡大 ・a) 関連：日本の主要税関および主要港湾の 24 時間業務につき、日本政府への働きかけ ・二国間もしくは地域間協定（例：米中海運協定、EU・中海運協定）を締結した船社が事業展開権限を取得するという事態の阻止 	
総 計		264

注：(1) に比して (2) の回答数が少ないのは、団体としての性格や、総論・各論の相違によるものと推察される。

個別企業の立場から EPA を推進する戦略的意義



- 1 位：輸出市場の拡大（関税引下げ、通関手続きの改善等）
- 2 位：経済的・地理的に緊密な関係にあるアジア諸国との関係強化
- 3 位：わが国企業の事業活動範囲の拡大
（流通・サービスまでも含めた広範な事業活動）
- 3 位：他国同士の EPA・FTA の締結による経済的不利益の回避
- 5 位：事業リスクの軽減

2. EPA を締結済み、大筋合意済みの国について

(1) 交渉の結果、十分な成果が得られた事項、品目（主な回答）

国名	十分な成果が得られた、または得ることが期待される事項、品目等
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入関税（約 12%）が撤廃され、ビール輸入量が増加するなどの効果。 ・ プラスチック・有機化合物の輸入増。 ・ PC 樹脂の日本への輸入に当たって、関税がゼロとなり、現地子会社からの製品輸入拡大に寄与。 ・ 特許出願手続きなど、今後シンガポールでの当社研究開発がより活発になることに伴い、大きな成果として期待できる。 ・ 専門家を含む商用目的の人の移動の緩和。 ・ ハードディスク新工場立地に当たっての協力。
メキシコ	<p><物品貿易></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NAFTA、対 EU 並みの関税撤廃の実現と日本企業の競争力の回復。 ・ 日本からの設備導入に当たって、関税の低減。 ・ 自動車（乗用車・トラック・バス）に係る関税 23% を段階的に削減し、2011 年に撤廃。 ・ EPA 締結により完成車輸出が増加。部品の荷動き増加も期待。 ・ 完成車の輸出市場枠の拡大。 ・ 鉄鋼製品（高付加価値製品中心／自動車、電機・電子用途向け）の関税引下げ。 ・ メキシコの輸入関税の即時撤廃により、日本製の鉄鋼製品の価格優位性が発揮でき、受注に至った。また、完成車の輸入枠拡大により、日本製完成車の取り扱いを開始した。農水産品について、日本への輸出がより容易になったことにより、取引量が拡大した。 ・ 二輪車については、8 品目中 6 品目の関税を即時撤廃。残り 2 品目は 2009 年で撤廃。 ・ 重電機器等、医療用機器等の関税の削減と輸出の拡大。 <p><政府調達></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 締結前は政府調達の入札に参加できなかったが、締結後は参加可能に。 ・ 石油鉱区の入札等における差別の撤廃。
マレーシア	<p><物品貿易></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地組立車用部品、2,000cc 超 3,000cc の乗用車。 ・ 完成車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000cc 超は、2008 年に 0~5% に引き下げ、2010 年までに撤廃。 ・ 2,000cc-3,000cc は、2010 年までに段階的に撤廃。 ・ 2,000cc 以下は、2015 年までに撤廃。 ・ 自動車部品

	<ul style="list-style-type: none"> ・ CKD 部品は即時撤廃。 ・ その他の部品は 2008 年に 0～5%に引き下げ、2010 年までに撤廃。 ・ 自動車部品・完成車について、今後、EPA による関税削減メリットを活用する予定。 ・ 自動車／自動車部品の関税低減・撤廃により、それら貿易量の増大による海上輸送の増加が予想される。 ・ マレーシアの自動車・自動車部品産業の拡大のための共同事業実施。 ・ 鉄鋼製品（高付加価値製品中心）の関税引下げ。 ・ 鉄鋼について、現行免税制度に見られた恣意的運用を回避する効果。 ・ （協定発効後、まだ時間がたっていないので、十分な成果は実現できていないものの）輸入免税手続きの簡素化を期待。鉄鋼製品の輸入免税措置・範囲について、マレーシアメーカーの生産品目拡大等により、将来的に両国間の考え方に齟齬が発生した場合、調整することと定められたことは、メリット。 ・ 重電機器等の関税削減 ・ テレビ・同部品の関税削減 ・ 木材製品（合板を除く）の関税撤廃により、マレーシアからの買い付けが容易になった。同じ商品でもインドネシア産は依然として関税（6%）が存在するため、マレーシアからの買い付けが増加傾向に。 ・ 関税低減・撤廃に伴い、これまで高関税が参入障壁となっていた差別化・高付加価値製品（機能性樹脂等）の輸出拡大に期待。 <p><ビジネス環境整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネス環境整備に関する枠組み（小委員会）の成立、合意。 <p><知的財産権保護></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権保護のための水際措置などエンフォースメントの強化。
タイ	<p><物品貿易></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000cc 超の完成車は段階的に関税（80%）を引き下げ、2009 年に 60%まで低減。3,000cc 超の完成車の新規輸出に期待。 ・ 自動車部品は、原則 2011 年に関税撤廃。20%超は発効時に 20%引き下げ、2011 年に撤廃。20%以下は 2011 年に撤廃。エンジン等、センシティブ 5 品目は 2013 年に撤廃。 ・ 鉄鋼製品（高付加価値製品中心）の関税引下げ。 ・ 関税譲許スケジュールにおいて「即時撤廃」品目に含まれる場合、カメラレンズ、トナー、インク、プロジェクターに関する成果を期待。 ・ 関税低減・撤廃に伴い、これまで高関税が参入障壁となっていた差別化・高付加価値製品（機能性樹脂等）の輸出拡大が期待できる。 ・ EPA 発効後は、ポリエステル繊維の輸入コストが低減できる。 ・ 即座に効果が期待できる商材は、①水産物および水産加工品（特にえび類）、②鶏肉加工品、③タピオカ澱粉。また、即効性は期待できないが、新たに効

	<p>果をもたらす可能性がある商品として、④青果物および農産加工品、⑤ペットフード、等が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産調整品の関税撤廃。冷凍えびの輸入関税低減。水産加工品の輸入がスムーズに。 ・日本製婦人服のタイ国内での小売展開に関して、現行関税（約50%）が撤廃されれば、価格競争力が増す。 <p><人の移動> タイにおける外国人就労要件の緩和。</p>
フィリピン	<p><物品貿易></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品（特に鉱工業品）の輸入関税の削減・撤廃による取引増大を期待。 ・3,000cc 超の完成車は原則 2010 年に関税撤廃（2009 年レビューの上、遅くとも 2013 年までに撤廃）。 ・非現地生産部品の関税は即時撤廃。現地生産部品は原則 2010 年撤廃（2009 年レビューの上、遅くとも 2013 年までに撤廃）。 ・鉄鋼製品（高付加価値製品中心）の関税引下げ。 ・電子・電気分野での高付加価値品の関税即時撤廃。 ・テレビ（プラズマ TV を含む）および同部品の関税削減。 ・高付加価値品の即時撤廃（例：4 ドア以上の冷蔵庫、全自動洗濯機）。 <p><ビジネス環境整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境整備委員会の設置。 <p><協力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー・インフラ協力促進強化に係る合意。日本語教育の強化。

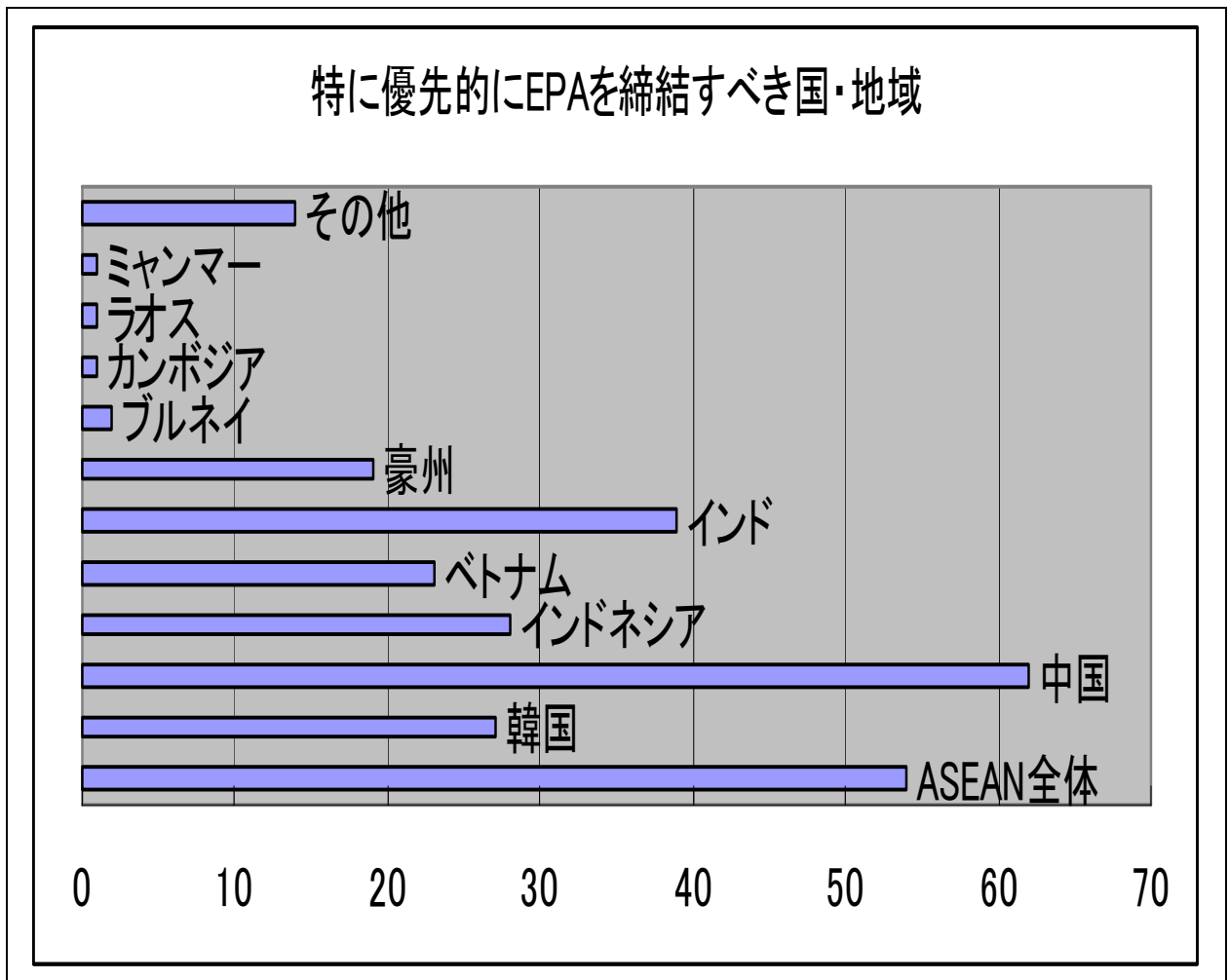
(2) 十分な成果が得られていない事項、品目、あるいは、今後の協定改正交渉等において要求すべき事項、品目（主な回答）

国名	十分な成果が得られていない事項、品目等
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・高付加価値品の即時撤廃が実現していない（例：4 ドア以上の冷蔵庫、全自動洗濯機）。 ・簡易でシンプルな原産地規則、低コストの原産地証明の発給、原産地審査の仕組み構築。
メキシコ	<p><物品貿易></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高付加価値品の即時撤廃が実現していない（例：4 ドア以上の冷蔵庫、全自動洗濯機）。 ・関税が段階的に引き下げられている途上のため、シールド機の輸出にあたり、他国に負けた（貿易転換効果）。 ・化学品はほとんどの品目で関税撤廃まで10年かかる。メキシコで生産していない品目まで対象となるのは不適切。速やかに関税を撤廃されたい。 ・第三国（米国）を經由（一時蔵置含む）する場合の手続きが不透明であるため、カメラレンズについて、せっかく発効したEPAを有効に利用できていない。 <p><原産地規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定原産地証明発給手続きが煩雑なため、利用は限定的。 ・簡易でシンプルな原産地規則、低コストの原産地証明の発給、原産地審査の仕組み構築。 <p><ビジネス環境整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な治安維持、知的財産権の保護、スムーズな通関手続きの実現、原産地証明書取得手続きの簡素化、安全確実な国内輸送の実現など、改善すべき点がまだ多く残っている。 ・ビジネス環境整備委員会で討議されていると承知しているが、治安状況の改善（日常生活や顧客の商品輸送時等）について、メキシコ側の一層の努力を期待したい。
マレーシア	<p><物品貿易></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（自動車部品を除き）関税については段階的削減となっており、その効果については、今後の推移を注目する必要がある。 ・鉄鋼製品は引き続き関税が課されており、国際価格と比較すると高い（10年後には撤廃される予定）。 ・関税引下げまで時間がかかりすぎ（例：プラズマTV ⇒ 2006年、MFN税率30%について毎年3%ずつ削減することによって15年でゼロに）。 ・電子・電気分野での高付加価値品の即時関税撤廃が実現していない（例：4ドア以上の冷蔵庫、全自動洗濯機）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ トナーやインクカセットに関して、EPA の活用を検討しているものの、当該品目の段階的関税譲許スケジュールが不十分である（「即時撤廃」や「3年以内の撤廃」ではない）ため、十分な費用対効果が得られない。 ・ 交渉対象から除外された合板の関税撤廃を早期に実現して欲しい。 <p><原産地規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易でシンプルな原産地規則、低コストの原産地証明の発給、原産地審査の仕組み構築。 ・ 日本における原産地証明の手続きに相当な労力を費やしている。この簡素化を協議、先方に要請して欲しい。 <p><投資></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業関連サービスの自由化。 ・ 投資・サービス貿易分野（運輸を含む）の外資規制の撤廃・緩和。 <p><ビジネス環境整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産品優先の義務付けおよびプミトラ企業優先策の撤廃・緩和。
タイ	<p><物品貿易></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2009 年以降の 3,000cc 超の完成車の関税は、2010 年代中頃の撤廃を目指して、2009 年に再協議。3,000cc 以下は再協議となっているが、これら完成車に対する関税撤廃を望む。 ・ 鉄鋼製品の早期関税撤廃。 ・ 電子・電気分野での高付加価値品の即時撤廃が実現していない（例：4 ドア以上の冷蔵庫、全自動洗濯機）。 <p><投資></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業関連サービスの自由化。100%外資規制の自由化。 ・ 外資規制（アフターサービス）の撤廃・緩和。 ・ 保守および修繕サービスが家電にのみ限定（産業用機器が対象外）。 ・ 源泉徴収税・VAT の還付手続きの迅速化。
フィリピン	<p><物品貿易></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期の署名・発効。完成車の関税低減。 ・ 3,000cc 以下の完成車は、2009 年に再交渉。 ・ DVD レコーダー、白物家電品（洗濯機、冷蔵庫等）。 <p><原産地規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易でシンプルな原産地規則、低コストの原産地証明の発給、原産地審査の仕組み構築。
全般	<p>【ASEAN について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原産地規則については、JEITA（電子情報技術産業協会）の意見を反映させてほしい。

3. EPA を推進すべき国・地域等について

(1) 東アジア諸国をはじめとする国々の中で、特に優先的にEPAを締結すべき国



【優先順位別】

	1 位	2 位	3 位
1 位選択	中国 (35) 	ASEAN 全体 (33) 	インドネシア (10) 
2 位選択	インド (19) 	中国 (17) 	ASEAN、インドネシア (各 13)  
3 位選択	インド (15) 	ベトナム (11) 	中国、豪州 (各 10)  

選択肢	選択順位	総数	理由
a) ASEAN 全体	1	33	<p><市場規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN 全体の人口（注：5.3 億人）は、中国に匹敵する規模。 <p><生産ネットワーク構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業分野において構築されている緊密な生産分業ネットワークの強化が重要。 ・ 資本投下済みの ASEAN 生産拠点から、日本製の高付加価値部材を使用した生産品を ASEAN 域内へ低関税で再輸出。 ・ 日本製の高付加価値部材を用いた ASEAN 製品の域内自由流通。 ・ ASEAN 域内の貿易において、日本製を含む各国の原材料や加工・組み立てによる製品について、関税などで不利益を蒙る事を防ぐため。 <p><スピード、経済的不利益の回避></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他国が先んじて締結することによって生じるわが国への不利益（貿易転換効果）の回避。 ・ FTA 交渉で先行する韓国、中国に遅れを取ることなく、貿易拡大。 <p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東アジア共同体の具現化は ASEAN としかできないため。 ・ 中国、インドが ASEAN との FTA を推進する中で、日本が ASEAN 全体に対して推進していくことは外交戦略上必要。 ・ 資源・エネルギー供給国が多く、経済連携を強化していくべき。 ・ 有益な国際環境を形成する上で最も有効。
	2	13	<p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイの協定を補完し、CLMV との関係強化ができるから。 ・ 域内全体の安定と繁栄が、わが国の利益になると思われるため。 ・ チャイナ・リスクのヘッジ先として、今後、引き続き投資が増えていくことが予想されるため。
	3	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCLM との経済連携に意義あり。
ASEAN 総計		54	(1 位 : 33 / 2 位 : 13 / 3 位 : 8)
b) 韓国	1	8	<p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東アジア共同体を構築する上で、先進国である日韓両国のリーダーシップは不可欠。 ・ 経済面を含め、広範かつ良好な二国間関係を構築することが国益につながるため。

	2	10	<p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・南北（朝鮮半島）問題に取り組む上で、東アジアの資本主義国として大事であるため。
	3	9	<p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北東アジアにおける先進国同士の EPA として意義深い。 ・東アジアの中で経済水準が比較的近い両国は隣国でもあることから EPA による市場開放で市場を相互に開放すれば、短期的には痛みを伴う可能性はあるものの全体としての競争力を高めることができる。 <p><経済連携メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MFN 税率の水準が高く、市場も比較的大きいため、EPA 活用による関税率の引下げ効果が期待できる。
韓国総計		27	(1位:8 / 2位:10 / 3位:9)
c) 中国	1	35	<p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東アジア自由経済圏構築を目的とした日中の経済連携の強化。 ・対立ではなく、協力体制が必要。 ・貿易相手国として、将来最重要であるため。 ・わが国にとって地理的、経済的に特に重要な国である上、欧米諸国による参入も増加し、競争が激しくなっているため。 <p><市場規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品市場の規模が拡大し、海外投資家の参入規制も緩和されていく方向。かかる状況下、わが国の投資家保護の観点から、商品先物市場における規制・ルールもわが国の法規制と整合性を保てるよう調整されることが望ましい。 <p><経済連携メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国企業のビジネス環境整備のためには、EPA の枠組みを活用することが効果的。 ・市場規模が大きいため、EPA 活用による関税率の引下げ効果が期待できる。また、EPA によって知的財産制度の整備等が期待できる。 ・わが国企業の事業活動範囲の拡大、知的財産権保護の観点から重要。 ・①投資環境整備、②法制整備、③継続的に増大する中間層からの需要増大。 ・内外差別、参入規制等の撤廃が必要。
	2	17	<p><経済連携メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社関心品目が高関税。また、経済関係を安定化することが重要。

			<ul style="list-style-type: none"> ・日本製の高付加価値部材を使用し、中国における生産増大を図る。
	3	10	<p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の経済環境を前提とすると、中国との経済連携の確保・強化は、実利的に不可欠である。 ・資源供給・加工基地。 <p><経済連携メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・両国間の貿易・投資の拡大に合わせるとともに、中国側の制度改善・整備を推進するため。 ・市場発展性が高く、欧米に遅れをとる前にEPAを締結すべき。
中国総計		62	(1位:35 / 2位:17 / 3位:10)
d) インドネシア	1	10	<p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的に重要な国であり、有望な鉄鋼市場の一つ。また、高水準のEPAを締結する可能性大。 <p><資源・エネルギー確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEANの大国であり、天然資源の安定供給等の観点から、またイスラム国との更なる協力関係構築のための良き窓口となり得ると考えられる。 ・日系企業の進出も多く、石油・天然ガスを多く産出。また、ODA供与額も上位にある。
	2	13	<p><経済連携メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・①エネルギー分野・インフラ整備に係るわが国企業の投資活性化、②資源の安定的確保、③わが国からの進出企業にとっての事業環境整備(地場裾野産業育成を含む)・事業リスク軽減の観点から重要。 <p><資源・エネルギー確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資ルールの整備を通じた資源の安定的確保。
	3	5	<ul style="list-style-type: none"> ・①さらなる投資環境整備、②法制整備、③鉱物資源輸出規制に対する防備。 ・さらなる投資自由化ルールの整備を期待。
インドネシア総計		28	(1位:10 / 2位:13 / 3位:5)
e) ベトナム	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者として、他国以上の優位性を確保するため。
	2	11	<p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的に重要な国であり、有望な鉄鋼市場の一つ。また、高水準のEPAを締結する可能性が大。 ・親日的な国柄であり、経済発展の初期から連携していくことが効果的。 <p><生産ネットワーク構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源供給・加工基地。 ・中国の次に加工基地として期待。 <p><経済連携メリット></p>

	3	11	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる投資自由化ルールの整備を期待。 <p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTO 加盟によって、今後一層の貿易投資関係の強化が望めることから、FTA の枠組みを早期に整えることが有益。 <p><生産ネットワーク構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、中国を補完し、アジアでの消費財製造拠点となる可能性が大きい。 ・加工貿易拠点としての成長が期待できる。輸入関税撤廃が必要。 <p><経済連携メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー資源の確保。労働力確保。
ベトナム総計		23	(1位:1 / 2位:11 / 3位:11)
f) インド	1	5	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアの大国であり、知的レベルが高い。 ・関税が高い。
	2	19	<p><市場規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品市場の規模が拡大し、海外投資家の参入規制も緩和されていく方向。かかる状況下、わが国の投資家保護の観点から、商品先物市場における規制・ルールもわが国の法規制と整合性を保てるよう調整されることが望ましい。 ・上中流層が急速に増加し、今後、中国と並んで注目すべき市場。 <p><経済連携メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITA 品目を除いて、MFN 税率が高いため、EPA 活用による関税率の引下げ効果が期待できる。 ・今後、巨大なインフラ投資ならびに市場性が期待できるため。 <p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済のみならず、安全保障上も重要なパートナーと考えられる。 ・インドが他国と積極的な FTA 協定締結を推進している中で日本が FTA を締結しないことによる不利益を回避する必要がある。
	3	15	<p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源大国を取り込んだ東アジア大洋州経済圏共同体の構築。 <p><経済連携メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大消費地としての関税の撤廃。 ・投資・ビジネス環境の整備。 ・韓国や ASEAN からの劣後回避。 ・人材の活用。 <p><市場規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国や ASEAN 諸国に加え、市場規模・発展性

			において比肩するインドでわが国企業の事業活動範囲を拡大することは、わが国企業のビジネス戦略上のオプションを拡充することになり有益。
インド総計		39	(1位:5 / 2位:19 / 3位:15)
g) 豪州	1	2	・資源供給国
	2	7	<p><資源・エネルギー確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車大市場である豪州での競争力の確保ならびに資源の安定供給。 <p><政治・外交上等の配慮ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪州との関係強化は、アジア諸国との関係を柔構造にし得る。 ・日中韓連携を当然視野に入れつつも、まずは先進国で関係の良好な豪州との締結を優先。 ・資源大国を取り込んだ東アジア大洋州経済圏共同体の構築。
	3	10	<p><資源・エネルギー確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然資源・食料の安定供給確保の観点から。
豪州総計		19	(1位:2 / 2位:7 / 3位:10)
h) ブルネイ	1	1	・交渉の枠組みは基本合意。最も締結に近いところにある。
	2		
	3	1	・石油供給。
ブルネイ総計		2	(1位:1 / 2位:0 / 3位:1)
i) カンボジア	1		
	2	1	・建設業者として、他国以上の優位性を確保するため。
	3		
カンボジア総計		1	(1位:0 / 2位:1 / 3位:0)
j) ラオス	1		
	2		
	3	1	・建設業者として、他国以上の優位性を確保するため。
ラオス総計		1	(1位:0 / 2位:0 / 3位:1)
k) ミャンマー	1		
	2	1	・エネルギー資源の確保。労働力確保。
	3		
ミャンマー総計		1	(1位:0 / 2位:1 / 3位:0)
l) その他	1	5	<p>国名: GCC (サウジアラビア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源確保の観点から極めて重要。 ・資源・エネルギー供給国として重要。 ・資源供給国との関係強化を通じた資源の安定供給確保。 ・エネルギー資源の安定的確保

			<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取引の恒常的な広がりが期待できる地域であるため。
	2	3	<p><u>国名：GCC（2）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー安全保障の観点から。 ・資源供給国との関係強化。 <p>国名：チリ</p>
	3	6	<p><u>国名：米国（2）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界第1、2位の経済大国間の模範的EPAにより、一層の関係緊密化、貿易投資の促進・円滑化を推進するため。 <p><u>国名：GCC</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・GCC域内のイスラム金融市場で運用されている資金をわが国市場にも呼び込むべく、シャリア法に基づくイスラム金融とわが国市場制度の互換性を整備することが望ましい。 <p>国名：ロシア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源大国として。 <p>国名：ブラジル</p> <p>国名：EU</p>
その他総計		14	(内訳：GCC=8、米国=2、チリ、ロシア、ブラジル、EU=各1)

(2) 今後、EPA 交渉によって期待する成果 (主な回答)

	ASEAN	韓国	中国	インドネシア	ベトナム	インド	豪州	ブルネイ	カンボジア	ラオス	ミャンマー	その他	合計
a) <u>物品貿易の自由化 (関税の削減、撤廃)</u>	38 ・自動車、コンピュータ部品、重機等の関税削減・撤廃 ・現地製造不可能鋼材(仕様)の関税即時撤廃	17 ・薄型テレビ関連分野 ・自動車部品 ・譲許スケジュールにおける即時撤廃の実現(レンズ、トナー等)	44 ・金型設備 ・レンズ、トナー等 ・中古品関税撤廃 ・リサイクル品輸入規制撤廃 ・鉄鋼製品	14 ・金型設備 ・現地製造不可鋼材の関税即時撤廃 ・鉄鋼製品や機械類の関税削減 ・カラー複写機輸入自由化	11 ・生産設備 ・繊維 ・樹脂・フィルム ・現地製造不可能鋼材(仕様)の関税即時撤廃 ・鉄鋼製品	21 ・生産設備 ・化学品 ・譲許スケジュールにおける即時撤廃の実現(カムコーダー等)	12 ・自動車、コンピュータ部品、重機等の関税削減・撤廃	1	1	1		1 (EU) 2 (GCC) ・サウジはGCC 対外共通関税(5%)の例外が非常に多い ・税関手続き簡素化 1 (チリ) 1 (ロシア)	154 (1位)
b) 原産地規則	18 ・共通原産地規則 ・繊維 2 工程ルールの徹底	2 ・関税番号変更基準の採用	11 ・取得手続き簡素化 ・関税番号変更基準の採用	3	3	2 ・関税番号変更基準の採用	1	1				1 (EU) 取得手続きの簡素化 1 (チリ)	42 (8位)
c) <u>サービス貿易の自由化 (例: 金融サービス、製造業関連サービス等)</u>	22 ・国境を越えた金融サービス等の普及・促進 ・製造業関連サービス	8 ・金融業を含む全般 ・製造業関連サービス	27 ・人民元業務規制の緩和 ・持込資本金の弾力的対応 ・出店規制の緩和	7 ・製造業関連サービス ・優良保証付与信における引当の控除許容	5 ・製造業関連サービス ・建設	17 ・大口融資規制の緩和 ・外資取引制限の緩和 ・送金規制の撤廃	6 ・国境を越えた金融サービス等の普及・促進					1 (ロシア)	93 (5位)

	・建設		・不明瞭な規制の透明化	・為替持高規制の緩和		・製造業関連サービス							
d) <u>投資の自由化、投資ルールの整備</u>	31 ・貿易・投資の促進・円滑化による商機拡大 ・共通投資ルール整備 ・流通業(商社)の自由化	8 ・投資ルール整備 ・インターナショナル・フレート・フォワードの100%外資進出	42 ・海外投資家参入障壁の撤廃 ・会社設立時の各種障壁の撤廃 ・税制 ・外資企業の預金引出し制限の緩和	16 ・投資法の改訂 ・外為規制緩和 ・投資家保護 ・100%外資による現法設立自由化	14 ・医用機器の輸入ライセンスを外資にも認めて欲しい	27 ・投資ルール整備	6 ・貿易・投資の促進・円滑化による商機拡大 ・資源の安定供給の確保	1			1 ・為替管理整備	5 (GCC) ・イスラム金融とわが国の市場制度の互換性の向上、制度化 1 (ロシア)	151 (2位)
e) 人の移動(商用目的での国民の入国および一時的な滞在等)	19 ・日本国でのビザ取得簡素化 ・ビジネスでの入国・滞在の簡易化	3	15 ・雇用制限の緩和・撤廃 ・日本・現地双方での研修・実習者受入れに関する制限撤廃 ・IT人材の移動・就労の自由化	9 ・短期入国ビザの廃止 ・出国税の廃止 ・商用目的ビザ取得手続きの簡素化 ・ビジネス入国・滞在の簡易化	7 ・日本入国へのビザ取得手続きの迅速化 ・労働力受入れ	10 ・日本国でのビザ取得簡素化 ・ビジネスでの入国・滞在の簡易化	4 ・日本国でのビザ取得簡素化				1 ・労働力受入れ	2 (GCC) ・ビザ発給のスポンサー制度の廃止 1 (米国) 1 (ロシア) ・ビザの免除	72 (6位)
f) <u>知的財産制度の整備</u>	30 ・共通知	13 ・著名商	42 ・実効面	5 ・知的財	6 ・実効面	8	3					1 (米国)	108 (4位)

	的財産制度整備	標の保護を適切に行う	での法制度整備 ・特許審査手続きの改善 ・悪質な模造製品の排除	産権管理体制の整備 ・コピー商品の規制を厳しくして欲しい	での法制度整備 ・知的財産権管理体制の整備								
g) 政府調達	4	2	10 ・日本原産品に対する内国民待遇の付与 ・外資企業参入の規制緩和	3	3 ・内外無差別	4 ・日本原産品に対する内国民待遇の付与 ・内外無差別	1	1			1		29 (9位)
h) 競争政策	4	5	3 ・アンチダンピング法制・運用の透明化	1	2	1			1	1			18 (12位)
i) <u>ビジネス環境整備</u>	21 ・投資・サービスルールの確立 ・通関手続きの簡素化	6	31 ・石油製品の生産・流通・販売事業への参入	16 ・交通網整備 ・地場裾野産業育成、インフラ整備 ・労働法制	14 ・交通網整備 ・日越共同イニシアティブの成果の取り込み、拡充	14	4 ・投資およびサービスに係るルールの確立				1	3 (GCC) ・過度な自国民雇用義務化は問題	110 (3位)
j) 二国間協力	2	1	4	3 ・わが国	2	3	3					2 (GCC、サウジアラ	20 (11位)

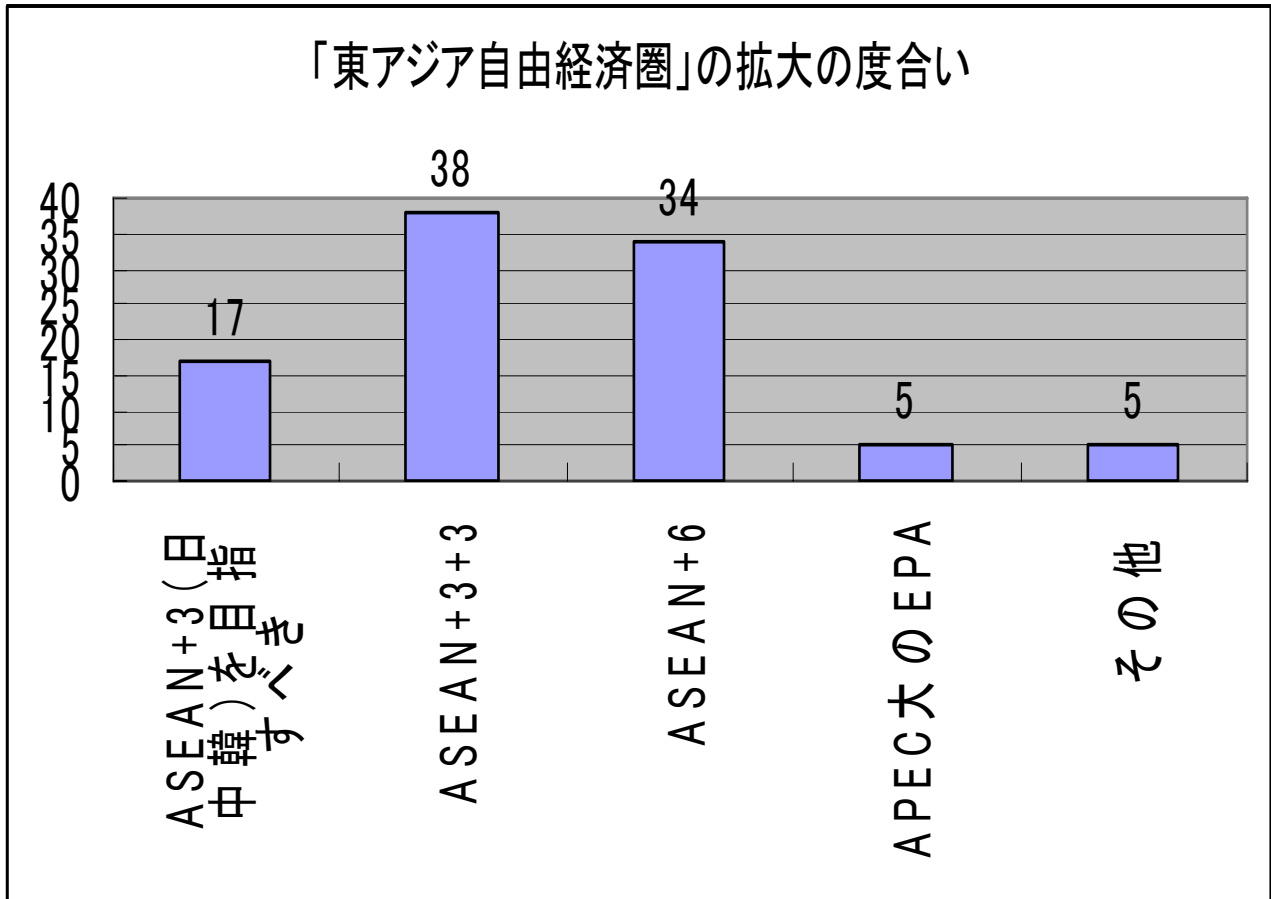
				技術の活用								ピア)	
k) 紛争解決メカニズム	8 ・ 域内紛争処理メカニズムの制度化	4	15 ・ 紛争処理の法的公平性の確保	5 ・ 公正な裁判を担保する仕組みづくり	5	8						1 (GCC) ・ 仲裁規程の脱イスラム法化 (サウジ) 1 (米国)	47 (7位)
l) その他 (例: 資源の安定的供給に関する協定等)	1 石油製品規格のハーモナイゼーション		4 ・ 情報公開 ・ 希少資源等の安定供給	8 LNG等、資源の安定的供給に関する協定	1 ・ 資源の安定的供給	2 ・ 税制の透明性向上	5 資源の安定供給				1 ・ 資源の安定的供給	5 (GCC、サウジアラビア) ・ 資源確保 ・ 産油国との関係強化	27 (10位)
合計	198 (2位)	69 (6位)	248 (1位)	90 (4位)	73 (5位)	117 (3位)	45 (7位)	4	2	2	5	31 (GCC20、露4、米3、EU2、チリ2)	871
	ASEAN	韓国	中国	インドネシア	ベトナム	インド	豪州	ブルネイ	カンボジア	ラオス	ミャンマー	その他	

(3) EPAによる「資源の安定供給の確保」を担保する方策等（主な回答）

- ・EPA 条文の中に、「不測の事態によって、資源の安定供給が危ぶまれる状況に陥った際も、わが国の要請に基づき、最大限の安定供給に努める」旨の内容を盛り込む。
- ・外国投資の内国民待遇、投資に関する紛争処理機関の設立、当該国における法制度・司法機関の整備。
- ・民間の資源確保（投資）のサポートを官が行う（投資保険の整備強化等）。カウンタートレード（資源対技術供与等）の検討。資源金融のような金融制度の検討。
- ・政府間の合意として、わが国からの金融・技術支援（わが国技術の活用やわが国からの資金供与）の見返りとして、わが国への優先供給を約束。
- ・具体的な実務ベースでの要望事項としては、長期供給保証契約、資源開発権、投資における最恵国待遇の付与、優先的引取権確保、企業進出上の最恵国待遇等（但し、EPA にどのような形で盛り込むかは要検討）。
- ・技術および人材育成、教育面での協力を通じて、エネルギー資源の高度利用、高付加価値化を推進することにより、相手国経済成長に協力する。併せて、医療・運輸分野等の高度化を通じて、民生の向上に取り組み、これらの積み上げによる二国間関係に立脚した長期にわたるエネルギー協力協定。
- ・資源の安定供給のために、（日本全体の経済活動の効率化、国際化がもたらされ、経済利益が確保されるのであれば）農林水産品等の物品貿易や専門技能等を有する労働者の受入れを前向きに検討すべき。
- ・高付加価値工業製品の輸出、技術交流、直接投資など、相手国にとってメリットのある経済行為を担保とする。
- ・外資を含む合弁会社への採掘権の付与。技術・知的財産の提供の促進。
- ・貿易取引の活発化を通じた相互理解の促進。投資促進による関係強化。
- ・インドネシアが日本に対してエネルギーを安定供給する一方、日本はインドネシアに対して代替エネルギー開発や省エネ技術等の分野で積極的に協力・支援する。
- ・とりわけ9/11以降、円の比重を増やしたいGCC諸国のニーズを踏まえ、GCCから日本国内への対内直接投資（不動産に対する投資を含む）をEPAによって促進する。このためには、二重課税防止条約の締結および（その結果得られる）税制上の優遇措置等を通じて、GCCにとって死活的に重要な資産（王族の個人資産を含む）を日本国内に取り込み、増加させることが重要。これによって、安全保障上も「保険」として機能することを期待。
- ・GCCにおいては、一部のガス田開発を除き、外国企業に対して資源開発を開放していない国々がある（サウジ、クウェート、UAE、カタール等）。産油国国営企業と合弁、または限定された地域での開発権益を獲得できるよう、石油・天然ガス資源開発の外国資本への開放を限定条件付でも認めさせることが重要。

4. 「東アジア自由経済圏」の最終的なイメージ等について

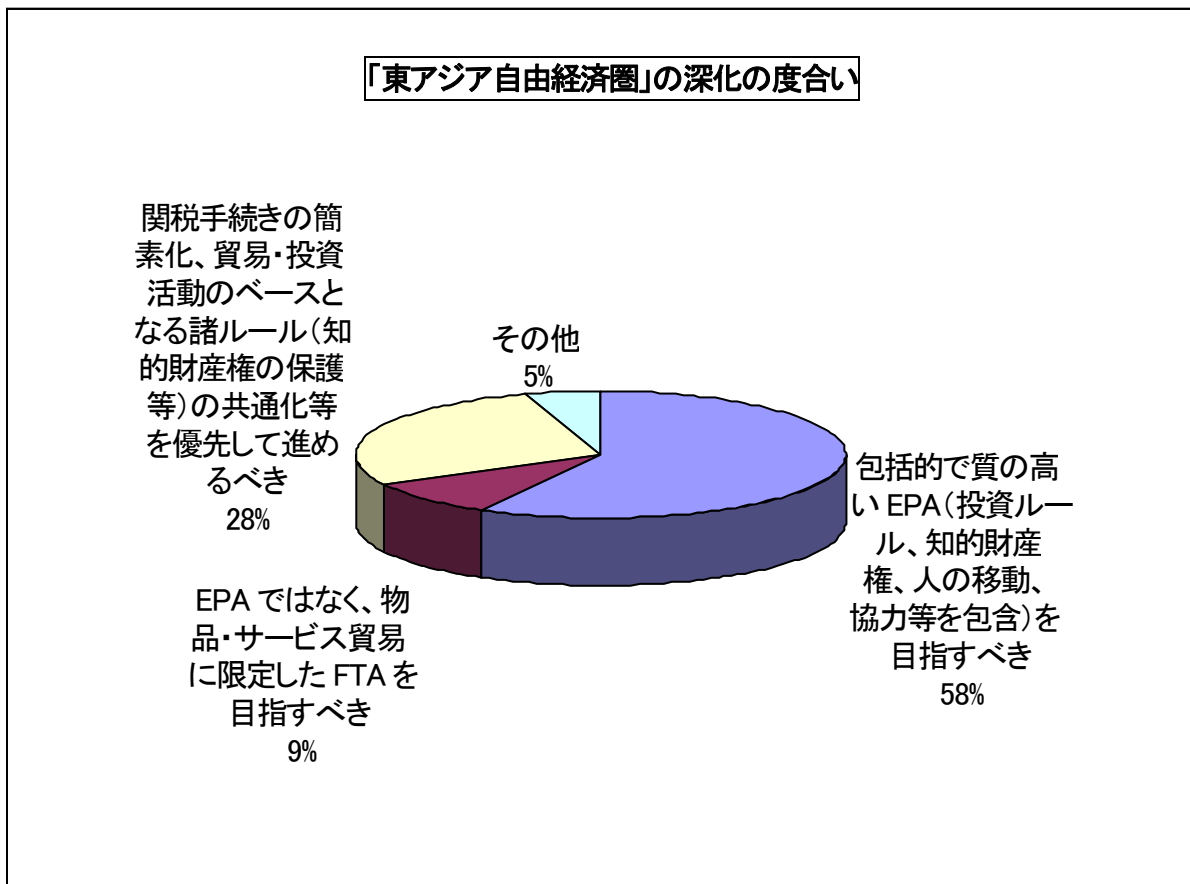
(1) 「東アジア自由経済圏」の拡大の度合い（どの程度まで広げるべきか）



選択肢	内容	総数	理由（主な回答）
a)	ASEAN+3（日中韓）を目指すべき。	17 3位 (17%)	<p><実現可能性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ASEAN+3」でも、経済発展の度合い、経済・貿易構造、政治体制が大きく異なるため、自由経済圏の設立には多大な調整が必要と思われる。まずは可能な範囲での地域協定を実現し、順次メンバーを増やして行くやり方が現実的と思われる。 ・日中連携の下に東アジア自由経済圏の構築をまず目指す。 <p><ASEAN+6に対する消極論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内酪農の国際競争力が低く、WTOの行方が見えない中、酪農先進国（豪州、NZ）との締結は、国内酪農業へのダメージが大きい。
b)	まず ASEAN+3 を完成させた上で、インド、豪州、NZ を含む ASEAN+6 へと展開すべき。	38 1位 (38%)	<p><実現可能性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終形としては、アジア・大洋州を取り巻く広域経済圏の構築が望ましいが、早期実効性に鑑み、まずは ASEAN+3 の確立に優先して取り組むべき。 ・ASEAN+3 としての 10 年間の実績を踏まえて完成させ、東アジアサミットの枠組みへと展開。 <p><ASEAN+6に対する消極論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初からインド、豪州、NZ を加えると、交渉が難航し、実現可能性が低い。 ・ASEAN+3 の完成には困難が予想される。時間を考慮し、まずは ASEAN+3 から。印、豪、NZ は英連邦の影響が大きく、アジア共通のルールづくりに時間がかかるのでは。 <p><日中韓></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の間は、ASEAN+3、特に日中韓の連携強化を目指すことが肝要。 ・日中韓における経済関係の安定が、自由経済圏を構築する上で不可欠であるため。 ・中 ASEAN の分業が進展する一方、日中韓のネットワークも重要になっている。 <p><ASEAN+6に対する積極論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交渉を最も進めやすいのが、経済協力の歴史の長い ASEAN+3 の枠組み。これを締結できれば、インド、豪州、NZ には自由経済圏に入らないことによる不利益が生じるため、はじめから ASEAN+6 を志向するよりもうまく

			いきやすいと考える。 ・欧州・米州に対抗できる連携が必要。
c)	最初から ASEAN+6 を前提として、東アジア自由経済圏の構築を目指すべき。	34 2位 (34%)	<p><ASEAN+6に対する積極論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN、韓国は、インドとの二国間 FTA 締結を目指しており、遅れている日本は最初から ASEAN+6 を目指すことが得策。 ・ インドの台頭などを考慮し、ASEAN+6 を目指すべき。また、必ずしも ASEAN+3 を先行させる必要はない。 ・ 価値観を共有する豪州、民主主義国インドを当初よりメンバーに迎えるメリットは大。 ・ 他国同士の EPA・FTA 締結による経済的不利益の回避を広い範囲で図る。 ・ 域内の商品先物市場の発展を目指すという観点からは、まず一定レベルの市場ルールの統一化が望まれるため、当初から全ての関係国により議論する必要があるのではないか。 <p><中国の影響力希釈></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インド、豪州、NZ の参加を促進し、結果、ASEAN+3 に比べて、相対的に日本のイニシアティブが発揮されやすくなるため。
d)	ASEAN+3 あるいは ASEAN+6 をベースとした東アジア自由経済圏よりは、米国などを含む APEC 大の EPA を目指すべき。	5 (5%)	・ 地域主義が強まらないよう、EPA のネットワークを構築すべき。
e)	その他（自由記入）	5 (5%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中韓との連携よりも、インドとの連携の方が容易かもしれない。いずれにせよ、もっと自由な発想で、できるところからスピードを上げて取り組むべき。 ・ ASEAN+2（日韓）を完成させ、中印から豪 NZ へと展開。中印両国は国内保護主義も残っており、次ステップでアジア経済圏を構築後、オセアニアへと展開。 ・ 合意できる国から順次協議を進める。中韓先にインドとの交渉を進めても良い。
総 計		99	

(2) 「東アジア自由経済圏」の深化の度合い（どの程度まで深掘りすべきか）

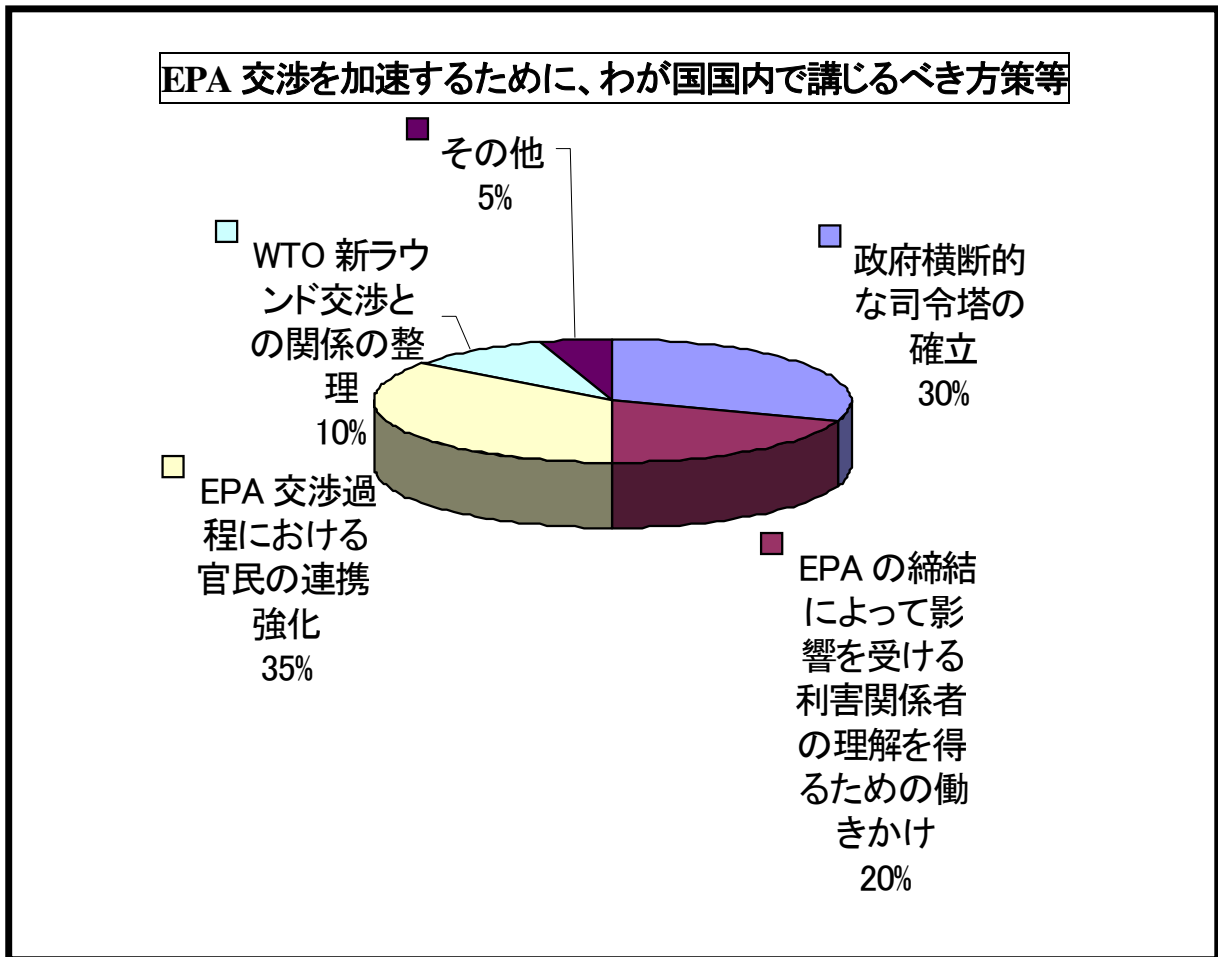


選択肢	内容	総数	理由（主な回答）
a)	包括的で質の高いEPA（投資ルール、知的財産権、人の移動、協力等を包含）を目指すべき。	57 1位 (58%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今の国際関係や少子化等の環境を考えると、投資ルール、知的財産権、人の移動、協力等の項目は不可避。 ・ 少子高齢化により近い将来予測される日本経済・生活環境の変化を見据え、アジア諸国との深い関わりは避けられない。 ・ この地域を単なる貿易相手国としてみるのではなく、共生を図るためには、包括的な経済連携を進めるべき。 ・ アジアという成長地域での最大の経済大国である日本にとっては、アジアとの経済関係の深化はあらゆるレベルで率先して行うことが必要。 ・ 包括的な内容協議が東アジア諸国との相互理解・関係強化につながる。ある段階で限定的な内容に切り替えることも比較的容易であろう。 ・ 真の自由経済圏を確立するためには、貿易自由化とともに投資活動への規制排除、知財保護等、経済活動全般に関わる包括的なルール整備を推進することが必要。 ・ 欧米のグローバル化に対応するためには、高い視点でのルールが必要。 ・ 対欧米という観点から、共同体に近い形でまとまるべき。 ・ 人、モノ、カネ、情報の全てを融合させて初めて、最大効果が発揮されるため。 ・ 広範な分野における相互依存性を高めることで、安全保障にもつながる。 ・ 中国等が進めている各国とのFTAより深化した内容でなくては、EPAの意味がない。 ・ 例えば金融サービスの自由化を実施するのであれば、投資家保護の観点から、わが国と同水準の投資ルールが適用される必要があり、そのためには人材交流も必要となろう。 ・ 投資ルール、紛争解決メカニズムを欠いたままでは、ビジネスの拡大が困難と思われるため、FTAだけでは不足と考えられる。 ・ 質の中には、日本にとってのメリットばかりではなく、相手国にとってのメリットを考慮した内容を望む。

			<ul style="list-style-type: none"> ・各国の事情を斟酌し、適宜例外や特別条項を設けつつも、将来の幅広く、高度な自由貿易圏を目指すスタートとなる、EPA を結び、順次自由化を進めるべき。 ・特にインフラ PPP 事業を促進するための投資・融資環境の整備が急がれる。諸ルールが EPA 締結によって確立されれば、需要リスクに対する相手国政府の関与を引き出すことが可能となる。 ・わが国企業の活動が制限されないよう、包括的で質の高いEPA とすべき。
b)	EPA ではなく、物品・サービス貿易に限定した FTA を目指すべき。	9 3位 (9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN 諸国の発展状況にはばらつきがあり、包括的な EPA は、自由化ルールの設定が困難。 ・最終的には EPA を目指すべきであるが、障害の多い交渉においては、スピード重視でまず FTA 締結を目指すべき。
c)	関税手続きの簡素化、貿易・投資活動のベースとなる諸ルール（知的財産権の保護等）の共通化等を優先して進めるべき。	27 2位 (28%)	<ul style="list-style-type: none"> ・これらを優先して進めることにより、最終的に目指す包括的で質の高い EPA 締結がより早期に実現できると考える。 ・できる範囲から徐々に着手することによる実効性を重視。 ・外資規制の緩和による投資の増加。 ・ヒト、モノ、カネの移動に関する法規制の整備、明確化（自由化）により、安心したビジネス展開（ビジネスの活性化）が可能に。 ・これらのステップを経てからであれば、スムーズに次のステップに進めるのでは。 ・機能的協力推進が諸国間の信頼醸成につながる。
d)	その他（自由記入）	5 4位 (5%)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境、金融、通信規格など、地域広範にわたって、実質的な成果が求められる分野において、継続的な議論ができる枠組みをまず作るべきではないか。 ・質の高いEPA を目指すべきものの、交渉や締結のスピードを上げていくために FTA を優先していくことも考慮すべき。
総 計		98	

5. EPA 交渉の推進について

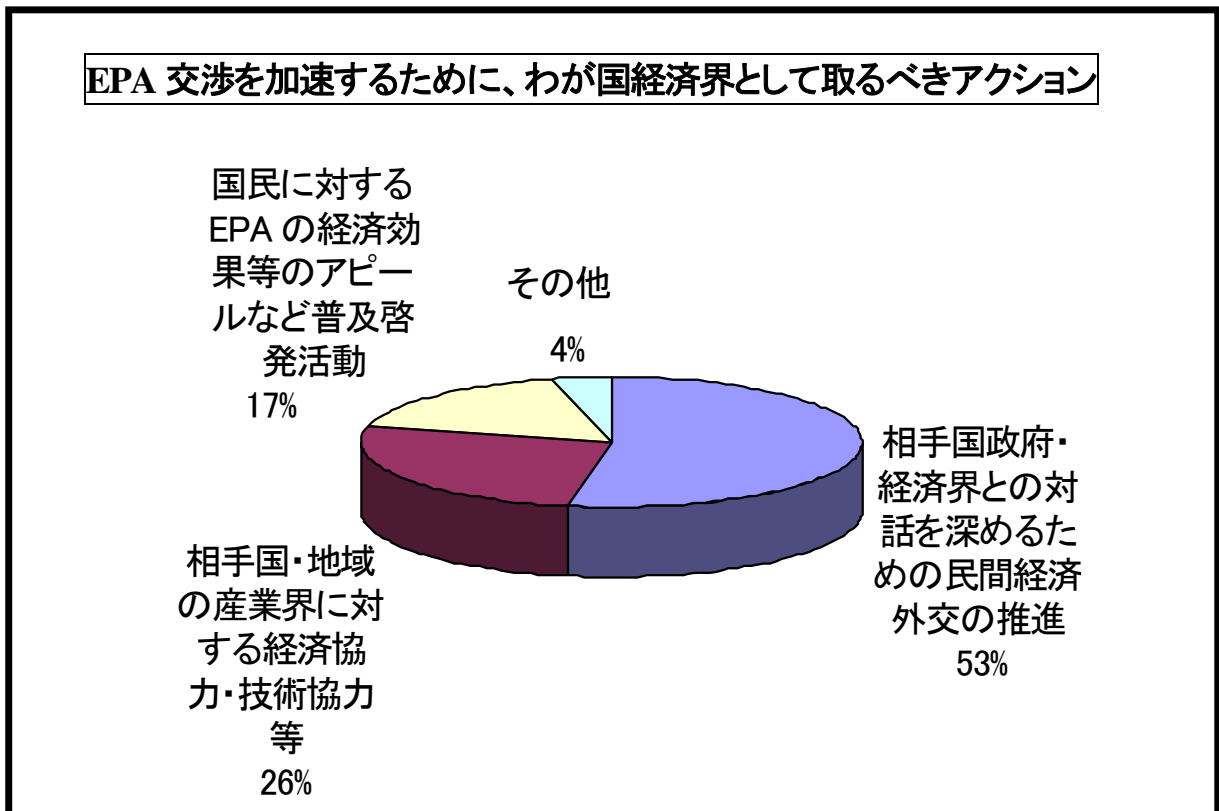
(1) EPA 交渉を加速するために、わが国国内で講じるべき方策等



選択肢	内容	総数	提案（主な回答）
a)	<u>政府横断的な司令塔の確立</u>	56 2位 (30%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済財政諮問会議と同様、民間が参加し、首相直結の組織の設置。 ・ 経済財政諮問会議のような組織を中心とした対応。 ・ 各省の利害を超え国益を重視し、FTA・EPAに取り組む総理直属の司令塔が必要。 ・ 現在、各省庁が連携して対応しているが、「司令塔」を設置した方が、より効率的、かつ政策方針に従った強いリーダーシップによる推進を期待できる。 ・ 民間代表を含む横断的委員会の設置および強力なリーダーシップの任命。 ・ 内閣府内に主導的な権限のある独立組織を設立すべき。 ・ 担当大臣の設置が望ましいが、少なくとも政府内に推進本部が必要。 ・ 将来的には、対外経済省の創設。
b)	<u>EPA の締結によって影響を受ける利害関係者の理解を得るための働きかけ</u>	36 3位 (20%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠い将来の構想を提示するよりも、これまでに発効した日本もしくは他国の EPA・FTA の効果、実態の PR。 ・ タウンミーティング等の継続。消費者メリットのアピールが必要。 ・ しばしば農業がネックになっていると言われるが、農業関係者の考え方も相当変わってきている。今後は、手つかずの漁業関係者との話し合い等も必要となってくるのでは。 ・ 農業部門の規模拡大、規制緩和を推進し、農産物市場開放に向けた土台作りを進める。 ・ 看護師・介護士の在留資格要件緩和、農業生産法人の形態要件緩和等につき、政府への働きかけ。
c)	<u>EPA 交渉過程における官民の連携強化</u>	65 1位 (35%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済財政諮問会議のような組織を中心とした対応。 ・ 必要に応じて適宜、研究会・部会等の立上げ（米欧における官民連携の状況を参考に）。 ・ 投資ルール等の交渉過程においても、業界団体との定期連絡を望む。 ・ EPA 交渉の現場に、民間が直接またはオブザーバーとして参加する。民間意見を直接相手国政府に伝えることで経済界・業界の要望実現を図る。

			<ul style="list-style-type: none"> ・わが国政府の関係者と経済連携推進委員会で定期的な会合を行い、経済界の要望を伝えるとともに、交渉状況を報告していただき、経済界によるバックアップを行う。 ・交渉相手国との官民研究会の設置。 ・日本政府交渉団への民間登用。 ・産業を PR するための官民合同ミッションの派遣。 ・まず、民間その他からのインプットを受け、政府(日本版 USTR)が総合観のある戦略プランの草案をしっかりと提示すべき。その後、草案を叩き台にして、官民の場で情報交換、建設的な議論を行い、適宜草案を修正する。審議過程を経て、多くの関係者のコミットメント・レベルを上げる。
d)	WTO 新ラウンド交渉との関係の整理	18 4 位 (10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・あくまでも WTO が標榜する世界貿易秩序が根幹であり、EPA は補完的な役割。単なる関税譲許に留まらない自由貿易の仕組みづくりが重要。 ・各交渉に期待する内容を整理。
e)	その他 (自由記入)	9 5 位 (5%)	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化対応には、東アジア経済圏の確立が必要であり、人的移動をスムーズにするための各国の協力。 ・評価機関の設置。 ・政府担当組織の情報収集力、交渉力の強化。 ・官民合同の動きがとられているが、産業界については、経済産業省と製造業が主導している。しかし、実際に関税実務に携わっているのは貿易業界であり、商社等により積極的に関与してもらうべき。 ・民間業界間の対話を通じ、対象国の業界に対し自由化推進のモチベーションを高める努力を本邦業界が行うことが必要。
総 計		184	

(2) EPA 交渉を加速するために、わが国経済界として取るべきアクション



選択肢	内容	総数	具体的アイデア等（主な回答）
a)	相手国政府・経済界との対話を深めるための民間経済外交の推進	67 1位 (53%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経団連によるミッションの派遣等。 ・ 日本経済界の EPA 交渉に対する積極的な姿勢を、経済団体による戦略的なミッションの派遣や、提言・コメントの発表を通じて訴え続けていくこと。 ・ 経済連携推進委員会を中心として、行政官庁も巻き込んだ形でのミッションの派遣をより機動的に行う。 ・ EPA 交渉を加速するためには民間経済外交も重要。すなわち、経済連携推進委員会の委員を相手国へ派遣し、相手国政府、相手国経済界との対話を行い、政府間交渉を支援する。 ・ 十分な準備期間を持った上で、官民一体となり、経済外交ミッションを派遣。官民合同のトップセールスの仕組みづくりの推進。 ・ 相手国の経済団体を窓口とした、分野包括的な民間経済外交（相手国の経済団体を訪問しての協議を含む）。 ・ 短期または中期で産業界から官への出向受入れを行う。日本版 USTR が設立されるなら、その受入れ場所として最適。 ・ 鉄鋼に関しては、過去の EPA 締結国・基本合意国とは、個別分野別の官民合同協議を開催しており、双方の政府・製造業者・需要業界等との多面的な意見交換を推進し、双方の求める貿易ニーズを明らかにする方法を取っている。これらは極めて有効に機能してきた。さらには、双方政府が公式に個別分野毎に交渉思想を統率するキーパーソンを任命できれば、オープンかつ効率的な協議が可能になると思われる。 ・ 政府/官庁との意見交換のみならず、国内外の学者・メディア関係者との意見交換、情報分析の場をより積極的に持つ。持続力ある WTO/EPA コミュニティ構築を目指す。 ・ 官民一体となった交流を通じ、日本企業の進出に伴う現地経済への裨益および技術移転効果等を積極的に PR する。 ・ 現地日系企業と経団連各経済委員会との連携強化（情報交換手法の検討）。
b)	相手国・地域の産業界に対する経	33	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源リサイクルや CO2 削減等、環境技術の

	济協力・技術協力等	2 位 (26%)	移転により、相手国の環境保護およびエネルギー効率の向上に係る協力が可能。 ・スカラシップ制度の拡充を通じて、若い世代を積極的に取り込むことによって、親日感情の醸成に資する。 ・産業界として、中国など開発国に対する環境対策関連技術協力。 ・環境共生型建築設計技術。都市計画・景観計画（上海市浦東新区で実施中）。 ・環境技術、淡水化技術。 ・製油、環境・省エネ技術、石油備蓄ノウハウの提供等。 ・資源開発における経済協力、技術協力と、その対価としての資源確保を図る。 ・IT 人材育成への協力（人材研修受入れ等）。 ・国土空間情報基盤の整備における国際基準・品質管理等の構築に関する技術協力。 ・FTA や EPA 交渉を促進するため、国際協力銀行等を通じて、両国双方に裨益する形での支援を提供（例：日本からの製造業投資支援、地場中小産業・輸出産業・裾野産業育成支援のための政府系金融機関向けツーステップローン、関連インフラ事業環境整備のための事業開発等金融等）。
c)	国民に対する EPA の経済効果等のアピールなど普及啓発活動	22 3 位 (17%)	・日本の立場、ビジョンに対する国民の理解とコンセンサスを得るべき。「天然資源の少ない中、人材が貴重な資源であり、そこから生み出される付加価値の高い製品や、知的資産（特許、ブランド、ノウハウ等）を輸出することが、日本の今後のあり方である」などのビジョンを示し、コンセンサスを得る活動をしてはどうか。 ・PR 内容としては、ルールの共通化に伴い、どれだけモノの移動が便利になったか、また、これに伴い、互いの文化の理解促進がどれだけ進んだかを盛り込むべき。 ・セミナー、シンポジウム、タウンミーティング等を活用した国民への情報発信が重要。
d)	その他（自由記入）	5 4 位 (4%)	・経団連における農林水産、サービス（特に人の移動）を含む全産業の見解とりまとめ機能の一層の強化（政府の EPA とりまとめ組織に対する民間側カウンターパートとしての機能強化）。

		<ul style="list-style-type: none"> ・国内構想改革推進に向けた行政への働きかけ（具体的には農水省への国内酪農改革の働きかけ）。WTO／FTA・EPA で農業交渉が主要な論点となる中、食料安全保障の観点から守るべき分野と国際競争力を強化すべき分野があると思う。後者については、財政支出（直接支払いによる補償のあり方）等も含め、実効的な推進を働きかける。 ・長期的な国益のためとは言え、FTA 締結が必ずしも国内全分野に好影響を及ぼすものではない。このため、FTA を停滞させることなく、どのように不利益を被る分野に国として措置を施すのかにつき、国民的議論を展開する必要。その上で、不可避のグローバル化を積極的に推し進める姿勢が求められる。
	<p style="text-align: center;">総 計</p>	<p style="text-align: center;">127</p>

日本・シンガポール経済連携協定（EPA）発効後の経済効果等に関するアンケート 回答結果

<アンケート送付先 母数>

○ アジア・大洋州地域委員会 関係委員数：59 ⇒

<有効回答数>

16

○ 回答率：約 27%

日星 EPA 発効による経済効果

1. 十分な成果が得られた事項、品目

- 特許出願手続きについては、今後、同国での研究開発活動が活発になることに伴い、大きな成果として期待。
- 輸入関税（12%）が撤廃となり、ビールの輸入量が増加するなど、EPA 効果あり。

2. 十分な成果が得られていない事項、品目等／今後の協定改正交渉等において要求すべき事項、品目等

- 原産地証明書の発行手続関係で、関税撤廃されたアルコール類でも取扱が伸び悩んでいると理解しており、先方との協議に加え、国内手続の改善等を希望する。

日本・メキシコ経済連携協定（EPA）発効後の経済効果等に関するアンケート 回答結果

<アンケート送付先 母数>

○ 日本・メキシコ経済委員会等 関係委員数：71 ⇒

<有効回答数>

24

○ 回答率：約 34%

日墨 EPA 発効による経済効果

1. 十分な成果が得られた事項、品目

<物品貿易>

- FTA 無関税枠を活用し、新モデルをメキシコに輸出。年間販売台数増加に寄与。
- 自動車業界を中心に完成車の輸入増加、部品会社の進出等が相次ぎ、当行でも金融サービスを提供中。
- EPA 発効後、日本からメキシコへの完成車輸出の海上荷動きが活発に。当社輸送量は一昨年の 2.4 万台から、昨年には 3.8 万台へと約 6 割の伸び。また、自動車部品の輸出に関しても昨年比約 3 割増加しており、当社輸送量増量に向け検討中。
- タイヤの関税が一部ゼロになったため、競争力を増すとともに収益が増加。

<投資>

- エネルギー関連を中心とした政府関連入札・引合等の案件数が増加。

<ビジネス環境整備>

- EPA 発効を踏まえ、メキシコ政府にはマキラドーラによる生産活動を今後とも優遇する姿勢が感じられる。EPA を通じ、日本企業のメキシコ内における生産活動に対する理解が、経済局だけでなくメキシコ政府全体に広まったことによる間接効果ではないか。また、EPA により設置された「ビジネス環境整備委員会」でも、継続的な対話と進捗の確認を通し、双方の問題意識の確認が取られている。
- 空港・日本人居住区など特定地域の治安は改善。

<政府調達>

- 公官庁・入札参加資格を保有できたことは大きな成果。
- NAFTA 内は「関税ゼロ」のため、米国自動車産業がメキシコにシフトしており、自動車用途化成品に関する EPA 効果大。現状は取引少ないが今後の拡大に期待。

2. 十分な成果が得られていない事項、品目等／今後の協定改正交渉等において要求すべき事項、品目等

<物品貿易>

- 関税削減の加速化を望む。当社関連では、即時撤廃品目が少なく、今後 10 年で徐々に低減される品目が多いため、効果がすぐに発現しない。一方、早期にメキシコと FTA と締結した北米や EU は関税率低減も先行しており、未だ当該国のメーカーとの競争でハンディキャップを負っている。
- 化学品はほとんどの品目につき関税撤廃まで 10 年かかるが、メキシコで生産していない品目まで 10 年となったのは不適切。可及的速やかに、関税を撤廃して欲しい。
- 日墨 EPA 発効前にメキシコ政府が実行税率を自主的に引き下げたため、日墨 EPA における特惠税率より実行税率の方が低い産品が生じた。段階的に関税を引き下げる品目について基準税率を見直すべき。
- 豚肉の関税削減を望む。また、EPA 協定関係で万一問題が生じた場合の「相談窓口の一元化」および「それに関する関係者への徹底した通知」をお願いしたい。
- これまでのところ、ほぼ期待通りの成果を得られていると認識。さらなる有効活用に向けて、無関税枠の安定確保、およびさらなる増配分に期待。具体的には、①各社への配分ルール明確化、②日本メーク総枠（前年市場の 5%）の拡大、③企業単位での配分徹底。
- 弊社の日墨間貿易においては、第三国である米国を介して日本からメキシコへ輸送するケースがほとんど。そのため、第三国(米国)を経由(一時蔵置含む)するケースにつき、当該 EPA を円滑に利用できるよう、①第三国税関当局発行の証明に関する手続きの明確化（米国の貿易制度の仕組みを盛り込んで）すること、②第三国からの分割出荷を認めること。
- 情報のアクセス容易化を望む。ある品目（HS コード）に適用される日墨 FTA の関税率は何%かなど、即座に検索できるシステムが欲しい。さらに、日本とメキシコで HS コードの適用解釈が異なることのないよう、HS コードの正誤判定を行うシステムが望まれる。
- 同一の産品について、日本税関とメキシコ税関との間で HS コード分類において相違が散見される。WCO で定められた分類に従うなど、国際標準化、統一性を確保すべき。

<原産地規則>

- 特定原産地証明書をメキシコ税関に提出する必要のない輸入について、協定附属書等で明確化すべき。
- 自動車部品輸出用の原産地証明の取得が思ったように進んでいない。審査発給手続きについて円滑化にむけた改善を期待。
- 両国税関の調整機能を望む。他 FTA でも見られるが、日本の税関の見解とメキシコの税関の見解が異なるケースがあり、規定に従って発行したと思った原産地証明書がメキシコ通関時にはねられるケースも。書類の修正作業は大変なので、両国税関で意見交換・調整会議を実施し、FTA 適用に必要な書類の記載内容の統一を図って欲しい。
- 原産地証明手続きの煩雑さ。原産地判定書の発行まで手間がかかりすぎる。また、現状は輸出者または製造者しか発行できず、当社のように中間に介在する場合、原産品判定書を管理できずメーカー任せとなってしまう。原産品判定の元データはメーカーが準備するとしても、申請そのものは中間当事者も対応できるよう、制度の変更を望む。現状では、同じ税率適用であれば、手間のかかる日墨 FTA 適用ではなく、PROSEC 等、簡易な手法を採用している（例：蒸気タービン）。
- 原産地証明発行に先立ち必要となる原産地判定依頼は、原則として生産者が行う書式となっている。また、輸出品目個々に申請が必要なため、自らが生産者でない商品を多品目輸出するケース（現地生産用部品、補修部品等の輸出）では同制度の利用が極めて困難。証明発行の運用面で改善できるのであれば、見直しを要求したい。
- 製品によっては部品構成が非常に複雑で、判定依頼を受けるための書類作成とその後の書類管理等に多額のコストが見込まれるため、関税支払いによる非特惠扱いの方が有利となる場合も（付加価値基準での原産地規則の適用には負担がかかりすぎることによる）。

<ビジネス環境整備>

- 協定中のビジネス環境整備委員会がテーマとしている輸送インフラと治安につき、前者は港湾の拡張により進捗が見られる（エンセナダ港）ものの、後者については変わらず。競争力強化中のエネルギーコスト、労働環境は全く進捗なし。議会での法律改定に関わるが、日本政府からも改定推進に向け強く提言して欲しい。一方、投資促進のため、日本からの投資について便宜を図るインセンティブの拡充が期待される。
- 本船毎の申請(インボイス毎の申請)が煩雑。一度発行された証明書で一定期間有効として欲しい。
- ビジネス環境整備委員会で討議されていると承知しているが、治安状況の改善（日常生活／顧客の商品輸送時等）についてメキシコ側の一層の努力を期待。
- 京都議定書目標達成に向けた CDM プロジェクトの推進。

- 裾野産業育成のための二国間協力。
- 裁判に関し、未だに裁判手続きに膨大な時間がかかり、そのためのコストもかかる。地方レベルの裁判能力を高めて欲しい。
- 日墨 EPA によって設置された『ビジネス環境整備委員会』などの対話を通し、メキシコにおける製造拠点の環境整備を要望する。すでにビジネス環境整備委員会などで議論がなされ、政府の積極的な取り組みなど一定の進展が見られるものの、以下の点につき、さらなる改善を求めたい。
 - ・ 輸送インフラの整備と早期実現
 - ・ 裾野産業の育成（人材育成などの政策支援）
 - ・ 治安の一層の改善
 - ・ 知的財産権保護
 - ・ VISA 手続の簡素化と短期化

以 上